

工事施工事務専用局長印の使用について

(平成28年6月16日局長決)

- 1 本要綱は、大阪市水道局公印、記章及び証票規程（昭和27年10月1日大阪市水道事業管理規程第6号）に定める「工事施工事務専用局長印」の使用について規定するものである。
- 2 各水道センターが管理する工事施工事務専用局長印は、別表に定める文書のほか、水道センター所長が必要と認める文書に限って使用できるものとする。なお、別表で定める文書のうち、事務の全部または一部の委託等により申請先に変更が生じた場合でも、当該文書にかかる工事施工事務専用公印の使用を認めることとする。
- 3 本市関係部局の事務の全部または一部が委託等され、申請先が本市関係部局以外になった場合には、従前より本市関係部局に申請等を行っていた文書に限り、別表に定める文書に該当しなくとも、申請等文書において工事施工事務専用公印の使用を認めることとする。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

「大阪市水道局公印、記章及び証票規程」に定める工事施工事務専用局長印の適用文書

工事の施行に係る 申請、届出、通知及び依頼文書	申請先	主な文書名（例）
道路使用及び道路交通の規制解除に関する申請書	警察	道路使用許可申請書 通行禁止道路通行許可申請書 一方通行規制解除願 通行禁止道路通行許可申請書 記載事項変更届 道路駐車パーキング解除申請書
緊急通行に関する申請書	大阪府公安委員会	通行可標章交付申請書 緊急通行車両事前申請書
道路占用に関する申請書	道路管理者 (国土交通省、大阪府、市町村等) 高速道路管理者 (阪神高速等)	道路占用許可申請書
工事着手に関する申請書	道路管理者 河川管理者 埋設企業体 その他関係機関	工事施工通知書
私有地内の道路掘削及び占用に関する申請書	土地所有者	道路掘削占用申請について
公共施設等の近接工事に関する各種届出書	施設管理者 (関西電力、NTT、軌道鉄道管理者等)	軌道近接協議申請書 架空線（鉄塔）近接工事届出書
バス停の一時撤去・移動に関する申請書	運輸関係管理者	
管路埋設に伴う土地使用承諾に関する申請書	土地所有者 (関西電力等)	土地使用埋設承諾書
共同溝や洞道の立入に関する申請書	共同溝等施設管理者 (国土交通省、関西電力等)	洞道及び立坑への立ち入り申し出書 共同溝入溝承認申請書
河川占用・使用に関する申請書	河川管理者 (国土交通省、大阪府等)	許可申請書 河川許可関係 河川敷地の一時使用届出書
公園内の車両通行許可等に関する申請書	公園管理者	公園内車両通行許可申請書
特殊車両通行許可申請に対する同意書	請負業者	同意書